

○青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則

昭和三十三年十月二十八日

青森県規則第百十二号

〔青森県職業訓練所規則〕をここに公布する。

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例(昭和三十九年四月青森県条例第三十九号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項並びに職業能力開発校及び障害者職業能力開発校(以下「能力開発校」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(職業訓練の種類等)

第二条 能力開発校において行う職業訓練の種類、訓練課程、訓練科、訓練期間及び訓練を受ける者の定数は、別表のとおりとする。

(訓練期間の始期及び終期)

第三条 能力開発校において行う職業訓練の訓練期間の始期及び終期は、通常次のとおりとする。

区分	始期	終期
訓練期間が六月である訓練科	毎年四月一日	同年九月三十日
	毎年十月一日	翌年三月三十一日
訓練期間が一年である訓練科	毎年四月一日	翌年三月三十一日
訓練期間が二年である訓練科	毎年四月一日	翌翌年三月三十一日

(学生の休日)

第四条 学生の休日は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和三十二年法律第七十八号)に規定する休日

三 一月二日、三日及び十二月二十九日から十二月三十一日まで

2 能力開発校の長(以下「校長」という。)は、前項の休日のほかに必要がある場合は、訓練上支障がないと認めたときに限り、適宜休日を設けることができる。

3 校長は、前項の規定により休日を設ける場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第五条 校長は、非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に職業訓練を行なわない

ことができる。

- 2 校長は、前項の規定により職業訓練を行わない場合は、すみやかに知事に報告しなければならない。

(日課表)

第六条 一日の職業訓練の日課表は、校長が定める。

(入校の手続)

第七条 能力開発校に入校しようとする者は、入校願書(第一号様式)に次に掲げる書類を添えて、校長に提出しなければならない。

- 一 身体検査書(第二号様式)
- 二 最終卒業学校成績証明書
- 三 写真(出願前三月以内に、脱帽し正面から上半身を撮影した縦三十ミリメートル横二十四ミリメートルのもの)

(試験)

第八条 校長は、前条の規定により入校願書を提出した者について、試験を行わなければならない。ただし、条例第三条第二項ただし書に規定する者については、この限りでない。

(入校の許可)

第九条 校長は、前条の試験に合格した者又は前条ただし書に規定する者に対して、入校を許可するものとする。

(誓約書の提出)

第十条 入校の許可を受けた者は、遅滞なく保証人連署の誓約書(第三号様式)を校長に提出しなければならない。

(授業料等の納入を要しない者)

第十一条 条例第四条第一項に規定する規則で定める者は、別表第一号の訓練課程の欄に掲げる短期課程又は条例第二条の二第一項の規定により行う職業訓練(職業能力開発校の施設内で行うものを除く。)の訓練課程に入校を志願する者、入校する者及び在校する者とする。

(入校試験料及び入校料の納入時期等)

第十二条 入校試験料は、入校願書を提出する際に納入しなければならない。

- 2 入校料は、誓約書を提出する際に納入しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、入校試験料及び入校料の納入について必要な事項は、知事が定める。

(授業料の納入方法等)

第十三条 長期間の訓練課程の学生は、毎年度、校長がする納入の通知により、次の各号に掲げる授業料の額を当該各号に定める日までに納入しなければならない。

- 一 四月から六月までの授業料として授業料の年額の四分の一に相当する額 四月三十一日
- 二 七月から九月までの授業料として授業料の年額の四分の一に相当する額 七月三十一日
- 三 十月から十二月までの授業料として授業料の年額の四分の一に相当する額 十月三十一日
- 四 一月から三月までの授業料として授業料の年額の四分の一に相当する額 一月三十一日

2 短期間の訓練課程の学生は、校長がする納入の通知により、授業料を校長の指定する日までに納入しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、授業料の納入について必要な事項は、知事が定める。

(授業料の免除)

第十四条 校長は、学生がやむを得ない理由により訓練期間の途中で退校した場合又は経済的理由により授業料を納入することが困難であると認められる場合においては、その学生の授業料の全部又は一部を免除することができる。

(授業料の還付)

第十五条 校長は、学生が前条の規定により授業料を免除された場合において、免除された授業料を既に納入しているときは、当該授業料に相当する金額を還付するものとする。

(学生の義務)

第十六条 学生は、規律を守り、校長の指揮命令に従わなければならない。

(退校命令)

第十七条 条例第五条の規定による退校命令は、校長が行うものとする。

(安全、衛生管理の担当者)

第十八条 校長は、職員を指定して学生の安全及び衛生管理に当たらせなければならない。

(学生の成績)

第十九条 学生の成績は、平素の訓練状況及び考査に基づいて校長が定める。

2 校長は、前項の成績を別に定める学生指導要録に記録して保管しておかなければならない。

(修了証書の授与)

第二十条 校長は、所定の課程を終了した学生に対しては、修了証書(第四号様式)を授与しなければならない。

(寄宿舎への入舎)

第二十一条 学生は、校長の承認を受けて寄宿舎に入舎することができる。

2 寄宿舎に入舎している者は、光熱水費として、実費の範囲内で知事が定める額を納入しなければならない。

(その他の事項)

第二十二条 校長は、この規則に定めのあるものを除くほか、職業訓練に関し必要な事項については、知事の承認を得て定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年七月一日から適用する。
- 2 青森県公共職業補導所規則(昭和二十四年二月青森県規則第十六号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。
- 3 この規則適用の際、昭和三十三年七月一日旧規則に基き職業補導を受けている補導生は、職業訓練所において職業訓練を受ける訓練生となるものとし、すでに受けたその職業補導期間は、職業訓練期間に通算する。
- 4 昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間は、別表中「

青森県立三沢専修職業訓練校	自動車整備科	一箇年	四十名
	電子機器科	一箇年	三十名

」とあるのは、「

青森県立三沢専修職業訓練校	自動車整備科	一箇年	四十名
	電子機器科	一箇年	三十名
	溶接科	一箇年	四十名
	配管科	一箇年	四十名
	事務科	一箇年	十名

」とする。

(昭四六規則二二・追加)

附 則(昭和三三年規則第一三八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三四年規則第三五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三四年規則第八三号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年九月一日から適用する。

附 則(昭和三五年規則第一七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三五年規則第三六号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。

附 則(昭和三五年規則第五三号)

この規則は、昭和三十五年八月一日から施行する。

附 則(昭和三六年規則第一二号)

この規則は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則(昭和三六年規則第四六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三七年規則第二〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三九年規則第四号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年一月一日から適用する。

附 則(昭和三九年規則第四一号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。

附 則(昭和四三年規則第二九号)

この規則は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附 則(昭和四四年規則第一七号)

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則(昭和四四年規則第六〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四六年規則第二二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四六年規則第七二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四七年規則第八号)

この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則(昭和四八年規則第一七号)

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則(昭和四八年規則第二九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四九年規則第一九号)

この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和五〇年規則第一〇号)

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則(昭和五一年規則第二三号)

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則(昭和五三年規則第二三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五三年規則第六五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五五年規則第一六号)

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和五七年規則第一九号)

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則(昭和五八年規則第二三号)

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則(昭和五八年規則第六二号)

この規則中、第一条の規定は、公布の日から、第二条の規定は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和六〇年規則第一三号)

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則(昭和六〇年規則第六七号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の青森県職業訓練校及び身体障害者職業訓練校規則別表の普通訓練課程の各訓練科又は職業転換訓練課程の各訓練科に在籍している者は、それぞれ各訓練科に入校した日以後改正後の青森県職業訓練校及び身体障害者職業訓練校規則別表の相当する普通課程の各訓練科又は職業転換課程の各訓練科に在籍した者とみなす。

附 則(昭和六一年規則第一一号)

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(昭和六二年規則第二一号)

- 1 この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の青森県職業訓練校及び身体障害者職業訓練校規則別表の青森県立八戸高等技術専門校の普通課程の自動車整備科に在籍している者は、当該自動車整備科に入校した日以後改正後の青森県職業訓練校及び身体障害者職業訓練校規則別表の青森県立八戸高等技術専門校の普通課程第二類の自動車整備科に在籍した者と

みなす。

附 則(昭和六三年規則第一九号)

- 1 この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日から引き続き寄宿舎に入舎している者は、改正後の青森県職業訓練校及び障害者職業訓練校規則第十六条第一項の規定による承認を受けた者とみなす。

附 則(平成元年規則第二一号)

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成元年規則第三五号)

この規則は、平成元年五月七日から施行する。

附 則(平成三年規則第一二号)

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則(平成四年規則第二六号)

- 1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の青森県職業訓練校及び障害者職業訓練校規則別表に規定する青森県立青森高等技術専門校の普通課程第一類の電気工業科及び建設機械整備科並びに青森県立八戸高等技術専門校の普通課程第一類の工事設備科は、改正後の青森県職業訓練校及び障害者職業訓練校規則別表の規定にかかわらず、平成五年三月三十一日までの間、存続するものとする。

附 則(平成四年規則第四七号)

この規則は、平成四年七月二十六日から施行する。

附 則(平成五年規則第二五号)

- 1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成六年三月三十一日までの間は、改正後の青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校規則(以下「改正後の規則」という。)別表の規定中「

青森県立八戸 高等技術専門 校	普通職業訓練	普通課程第二 類	金属加工系機械システム工学 科	二年	二〇人
			工業設備系設 備システム工	電気工事専攻 配管専攻	二年

			学科			
			第二種自動車系自動車システム工学科		二年	三〇人

」とあるのは、「

青森県立八戸 高等技術専門 校	普通職業訓練	普通課程第一 類	金属加工系 金属加工科	機械専攻 溶接専攻	二年	二〇人
		普通課程第二 類	金属加工系機械システム工学 科		二年	二〇人
			工業設備系 設備システム 工学科	電気工事専攻 配管専攻	二年	二〇人
			第二種自動車系自動車システム工学科		二年	三〇人

」とする。

- 3 この規則の施行の際現に青森県職業訓練校及び障害者職業訓練校規則別表に規定する次の表の上欄に掲げる職業訓練校の同表の中欄に掲げる訓練課程の訓練科に在籍している者は、それぞれ当該訓練科に入校した日以後改正後の規則別表(前項の規定により読み替えられる場合を含む。)に規定する次に掲げる表の上欄に掲げる職業能力開発校の同表の下欄に掲げる訓練課程の訓練科に在籍した者とみなす。

青森県立青森高等技術専門校	普通課程第一類の工業設備科	普通課程第一類の工業設備系工業設備科
	普通課程第二類の建設施工管理科	普通課程第二類の土木系建設システム工学科
青森県立弘前高等技術専門校	普通課程第一類の金属加工科	普通課程第一類の金属加工系金属加工科
	普通課程第一類のインテリア木工科	普通課程第一類の木材加工系インテリア木工科
青森県立八戸高等技術専門校	普通課程第一類の金属加工科	普通課程第一類の金属加工系金属加工科
	普通課程第二類の工業設備科	普通課程第二類の工業設備系設備システム工学科
	普通課程第二類の自動車整備科	普通課程第二類の第二種自動車系自動車システム工学科
青森県立三沢高等技術専門校	普通課程第一類の自動車整備科	普通課程第一類の第一種自動車系自

		動車整備科
--	--	-------

附 則(平成六年規則第二〇号)

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則(平成六年規則第五四号)

この規則は、平成六年十月一日から施行する。

附 則(平成七年規則第一九号)

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成七年規則第四八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成八年規則第三六号)

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成九年規則第四二号)

- 1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。
- 2 改正前の青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校規則別表に規定する青森県立青森高等技術専門校の普通課程第一類の工業設備系工業設備科、青森県立弘前高等技術専門校の普通課程第一類の金属加工系金属加工科及び青森県立木造高等技術専門校の普通課程第一類の第一種自動車系自動車整備科は、改正後の青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校規則別表の規定にかかわらず、平成十年三月三十一日までの間、存続するものとする。

附 則(平成一〇年規則第二五号)

- 1 この規則は、平成十年四月一日から施行する。
- 2 改正前の青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校規則別表に規定する青森県立弘前高等技術専門校の普通課程第一類の木材加工系インテリア木工科並びに青森県立八戸工科学院の普通課程第二類の金属加工系機械システム工学科並びに工業設備系設備システム工学科の電気工事専攻及び配管専攻は、改正後の青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校規則別表の規定にかかわらず、平成十一年三月三十一日までの間、存続するものとする。

附 則(平成一一年規則第一四号)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年規則第五二号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年規則第一五号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年規則第六号)

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、別表の備考の第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年規則第一八号)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年規則第七六号)抄

この規則は、平成十七年二月十一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第九八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一八年規則第三二号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年規則第二〇号)

- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
- 2 改正前の青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則別表に規定する青森県立青森高等技術専門校の普通課程第二類の土木系建設システム工学科は、改正後の青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則別表の規定にかかわらず、平成二十年三月三十一日までの間、存続するものとする。

附 則(平成二一年規則第一二号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二二年規則第一八号)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

別表(第二条関係)

(平五規則二五・全改、平六規則二〇・平七規則一九・平七規則四八・平九規則四二・平一〇規則二五・平一一規則一四・平一二規則五二・平一三規則一五・平一五規則六・平一六規則一八・平一六規則七六・平一八規則三二・平一九規則二〇・平二一規則一二・一部改正)

一 職業能力開発校

名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練期間	定数
青森県立青森高等技術専門校	普通職業訓練	普通課程第二類	電力系電気工学科	二年	二〇人
			土木系環境土木工学科	二年	二〇人
		短期課程	造園科	一年	一五人
青森県立弘前高等技術専門校	普通職業訓練	普通課程第二類	第二種自動車系自動車システム工学科	二年	二〇人
			建築施工系建築システム工学科	二年	二〇人
		短期課程	造園科	一年	一五人
			配管科	一年	二〇人
青森県立八戸工科学院	普通職業訓練	普通課程第二類	機械系機械システム工学科	二年	二五人
			工業設備系設備システム工学科	二年	二〇人
			第二種自動車系自動車システム工学科	二年	三〇人
			メカトロニクス系制御システム工学科	二年	二五人
青森県立むつ高等技術専門校	普通職業訓練	普通課程第一類	建築施工系木造建築科	二年	二〇人
		短期課程	配管科	一年	二〇人

二 障害者職業能力開発校

名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練期間	定数
青森県立障害者 職業訓練校	普通職業訓練	普通課程第二類	印刷・製本系製 版科	一年	一五人
			オフィスビジネ ス系OA事務科	一年	一五人
		短期課程	作業実務科	一年	一〇人

備考

- 一 この表において「普通職業訓練」とは、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第一項第一号に規定する普通職業訓練をいう。
- 二 この表において「普通課程第一類」とは、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第九条に規定する普通課程で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による中学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とするものをいい、「普通課程第二類」とは、同条に規定する普通課程で同法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とするものをいい、「短期課程」とは、同条に規定する短期課程をいう。

第1号様式(第7条関係)

(平17規則98・全改、平21規則12・平22規則18・一部改正)

※	受付年月日番号	年 月 日	※	科ごと整理 番号	号
入校願書					
年 月 日					
青森県立	〇〇高等技術専門校長 八戸工科学院長 障害者職業訓練校長	殿			
本人 氏名 印 男女 年 月 日生 現住所 電話番号					
貴校(貴学院)〇〇科に入校したいので、関係書類を添えて出願します。					
保護者	氏名	印		本人との続柄	
	現住所			電話番号	

最終学歴	学校名		学部・学科・専攻	卒業等の年月日
				卒業 (見込み) 年 月 日 修了 (見込み) 中退
職歴	事業所名	所在地	職務内容	期間
				年 月 日か ら 年 月 日まで
雇用保険受給資格の有無		有・無	寄宿舎への入舎希望の有無	有・無
合否通知先				
青森県収入証紙				

注1 ※は、記入する必要がありません。

2 男女の別は、いずれかを○で囲んでください。

3 「保護者」欄は、未成年者に限り記入してください。

4 「合否通知先」欄は、受験者の現住所と異なる場合に記入してください。

5 「青森県収入証紙」欄には、入校試験料に相当する青森県収入証紙をちよう付してください(高等技術専門校の短期課程若しくは高等技術専門校若しくは八戸工科学院の臨時の職業訓練(施設内で行うものを除く。)の訓練課程又は障害者職業訓練校に入校を志願する場合を除きます。)

6 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

7 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第2号様式(第7条関係)

(平11規則14・全改、平17規則98・旧第3号様式繰上)

身体検査書

氏名				年 月 日生
生年月日				
現住所				
視力			左 ()	右 ()
色覚	正常・異常	身体障害	区分	異常の有無
	(運動	有・無

)			
血圧			聴覚	有 ・ 無
			言語	有 ・ 無
エックス線			その他	有 ・ 無
			異常の場合の具体的内容	
既往歴			入校後の健康管理上注意すべき疾病の有無とその内容	
その他特記事項				
上記のとおり相違ありません。				
年 月 日				
医師住所氏名		印		

注1 色覚の欄は、正常、異常の別に該当事項を○で囲むこと。

2 身体障害の欄の運動については、小児まひによるものを含むものとし、また、聴覚については難聴、言語についてはきつ音等を含め異常の有無を○で囲み、その具体的内容を記入すること。

3 既往歴の欄は、疾患名及びり患時の年齢を記入すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第3号様式(第10条関係)

(昭55規則16・全改、昭60規則13・昭63規則19・平6規則54・平7規則48・平10規則25・一部改正、平17規則98・旧第4号様式繰上・一部改正、平21規則12・平22規則18・一部改正)

誓約書

年 月 日

青森県立

〇〇高等技術専門校長

殿

八戸工科学院長

障害者職業訓練校長

本人 氏名印
年 月 日生

現住所

私は、このたび青森県立 ○○高等技術専門校 に入校を許可されました。つきまし
八戸工科学院 て
障害者職業訓練校

は、学生としての体面を重んじ、関係規則及び指示を堅く守ることを誓います。

保証人 氏名印
年 月 日生
住所

私は、上記の者の身上に関する一切の責任を引き受けることを誓います。

青森県収入証紙

注1 「青森県収入証紙」欄には、入校料に相当する青森県収入証紙をちよう付してください(高等技術専門校の短期課程若しくは高等技術専門校若しくは八戸工科学院の臨時の職業訓練(施設内で行うものを除く。)の訓練課程又は障害者職業訓練校に入校する場合を除きます。)

- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第4号様式(第20条関係)

(昭63規則19・全改、平5規則25・平6規則54・平7規則48・平13規則15・一部改正、平17規則98・旧第5号様式繰上・一部改正)

修了証書

氏名
年 月 日生

上記の者は普通職業訓練の 普通課程 ○○科(総訓練時間○○時間職業能
短期課程 力開発促進

法施行規則別表第○による)を修了したことを証する

年 月 日

青森県立 ○○高等技術専門校長
八戸工科学院長
障害者職業訓練校長

氏名印

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。